

第9号議案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表投票管理者の項及び期日前投票所の投票管理者の項を次のように改める。

投票管理者		日額	13,400
		日額（ 従事する時間 が投票 時間の 2分の 1以内 の場合 ）	6,700
期日前投票所の投票管理者		日額	11,200
		日額（ 従事する時間 が投票 時間の 2分の 1以内 の場合 ）	5,600

別表投票立会人の項及び期日前投票所の投票立会人の項を次のように改める。

投票立会人		日額	12,100
		日額（ 従事する時間 が投票 時間の 2分の 1以内 の場合 ）	6,050

期日前投票所の投票立会人	日額	9,600
	日額（従事する時間が投票時間の2分の1以内の場合）	4,800

別表こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会委員の項の次に次のように加える。

児童発育・発達支援センター運営審議会委員	会長	日額	5,400
	副会長・委員	日額	4,000

別表特別教育相談員の項を削り、同表いじめゼロ連絡協議会委員の項職名の欄を次のように改める。

いじめ見逃しゼロ連絡協議会委員

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職の報酬額を定めるため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。